

	第17回 定例総会議事録		
1. 日 時	令和7年8月8日（金）午後3時15分招集		
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室		
3. 出席委員			
13名	1番 朝来野 清	2番 大野 功二	3番 平山 孝行
	4番 齊藤 耕一	5番 秋吉 和行	6番 齊木 清範
	7番 長尾 栄作	8番 脇 文夫	9番 筒井 昌一
	10番 釘宮 修一	11番 堀 誠	12番 森崎 智徳
	14番 村上 枝里		
4. 欠席委員			
1名	13番 黒木 緑子		
5. 事務局			
	事務局職員 4名		
事務局	ただいまより第17回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。		
朝来野会長	（あいさつ）		
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。		
議長	それでは、第17回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますようお願いいたします。		

	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に5番秋吉委員さん、11番堀委員さん、書記は事務局の畑さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約240mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生い茂っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、キュウリ、ナスを栽培予定です。農機具は耕うん機、軽トラック、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南へ約1.6kmの範囲に点在した農地であり、竹矢1860は露地野菜が、他の申請地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の内、1860ではキュウリ、ピーマン、トマトを、それ以外の農地では

議長	水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約81a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校から北西へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地はナス、キュウリ、ニガウリ、ピーマンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてネギを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃摺機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、三佐小学校から北東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキャベツを栽培予定です。農機具は鋤を1丁、草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約0.5a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から東へ約2km の距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と

	地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から東へ約460mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボチャを栽培予定です。農機具はトラクター、移植機を各2台、動力噴霧器を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4.6haとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約560mの距離に位置した農地であり、現地は既に進入路用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものであり、既に転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ次の2番は、関連する7ページ 農地転用事業計画変更申請 1番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農地法第5条許可（令和7年6月20日付大分市指令第1040号）を取得した後、権利の種類に変更が生じたため、計画変更するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ、7ページ 1番について採決します。 7ページ 1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、7ページ 1番申請は承認相当とします。 戻りまして、6ページ 2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、丹生小学校から西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、7ページ 1番を除く第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。

事務局	次に、8ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく議案の審議を行います。報告は事務局からお願いします。 8ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、本町地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約59a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木ノ上地区に位置した農地であり、現地の木上837-1は保全管理、その他は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約73a となります。 9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐柳地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地の下戸次2027-3は膝丈程度の雑草が繁茂しており、その他は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12.4ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主に露地野菜を栽培する認定就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.7ha とな
-----	---

	ります。 10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾崎地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主にミツバ、レタス、ブドウを栽培する認定農業者で、申請地において果樹を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、11ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1967年頃から耕作放棄により山林化しているとのことでした。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から西へ約6.9km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで

	す。 申請内容は1993年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、一尺屋連絡所から南へ約560m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1993年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、敷戸小学校から北へ約450m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請地は、敷戸小学校から北へ約450m の距離に位置した農地であり、 410番5は宅地として、411番4は農業用駐車場として利用されていました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次に、14ページ 第4号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局から報告をお願いします。
事務局	14ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の辞任についてで

議長	す。下記の農地利用最適化推進委員より、令和7年7月31日付で辞任願が提出されました。各地区審議会で審議していただいたところ、同意するとの意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は辞任に同意とします。 次は、15ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	15ページから17ページです。農地法第3条の3の届出で、相続または時効取得により農地を取得した届出が、合計で4件出ています。 18ページから19ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で9件出ています。 20ページから23ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で41件出ています。 最後は、24ページから26ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で6件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	・ 令和7年度農林水産部・農林水産業関係団体人権啓発リーダー研修会の開催について ・ 宮崎県えびの市の視察の対応について
議長	他に質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第17回定例総会を閉会します。